

いちご一会とちぎ国体下野市医療救護対策要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における医療救護について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会は、県実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置し、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等ができるよう医療救護対策を実施する。

3 実施項目

(1) 競技会場における医療救護

ア 競技会場に救護所を設置し、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員及び係員等を配置する。

イ 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具（AEDを含む）、その他備品等を配備する。なお、医薬品については、アンチドーピングに細心の注意を払って配備するものとする。

ウ 救護所では、患者に対する応急処置及び軽易な治療とし、必要と認めるときは、医療機関に移送するものとする。

(2) 練習会場における医療救護

関係機関・団体等と協議のうえ、練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。なお、医薬品については、アンチドーピングに細心の注意を払って配備するものとする。

(3) 宿舎における医療救護

大会に参加する選手・監督、及び役員等が宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎管理者が医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに市実行委員会に連絡する。

4 救急自動車の配備

救急自動車等の配備は、別途関係機関と協議して定める。

5 医療費の負担

医療費は、救護所での診療費用及び救急自動車による移送費用を除き、全て受診者が負担するものとする。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護対策について必要な事項は、別に定める。
- (2) 市実行委員会主催イベント等、及び競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。